

# 正論とゞろく東京大会

## 第7回定時代議員総会

### 情熱と良心の大河で税理士界を洗う



全国青年税理士連盟

東京都荒川区南千住 5-25-14  
 電話 03(803) 2328  
 税理士荻野弘康事務所内  
 発行人 荻野弘康  
 編集人 荻野弘康  
 広報部長 唐木田明雄

全国青年税理士連盟の第七回定時代議員総会―東京大会―は、梅雨まだ止まぬ七月十三日(土)、税理士界の拠点、日本税理士会連合会と東京税理士会を容する、東京千駄谷の税理士会館で開催された。

長雨に禍され、前日まで国鉄幹線も事故続きとあり、大いに大会への影響が心配されるところとなっていたが当日は一転して晴れ。青年税理士の熱情は天に轟き、湿り雲も逃げんばかりの盛況を極めることができた。

本年は総会の前に分科シンポジウムがあり、このため受付は午前十一時に開始と早かった。しかし出席者は百七十名に及び、なおも参加者は後を断つことなく続いて午後二時の総会では、突に二百名の大勢に達し、地下より四階に至る会場の全館を、全青税一色に染めぬいたのであった。

時、恰も参議院選挙の直後、与野党しのぎを削った選挙戦であっただけに、来賓の国会議員も多彩を極め、自民党四名、社会党四名、共産党四名、公明党一名、民社党一名の計十四名を教え、祝電は山をなし、会議はいよいよ盛り上りを示した。活潑なる質疑と討論が続ぎ、とかく問題提起された年度であったが、全青税の健在をいかに発揮するものであった。

### 大会宣言

全国青年税理士連盟は、代議員総会の名において次の通り宣言する。

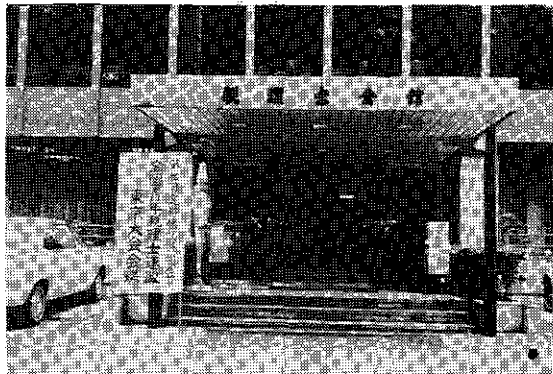
- 一、国民のための税理士法改正運動の先頭に立つ。
  - 二、国民大衆と中小企業者を圧迫し、税理士制度を根底からゆるがす附加価値税の導入を阻止しよう。
  - 三、納税者の意志に基づかない、小規模事業対策を撤回させよう。
  - 四、税理士法改正に逆行する、税務監査に反対しよう。
- 以上の目的を達成するため、われわれは全国青年税理士連盟の組織を拡大、強化しよう。
- 昭和四十九年七月十三日

全国青年税理士連盟

東京大会



総会全景 ぎっしりの会場



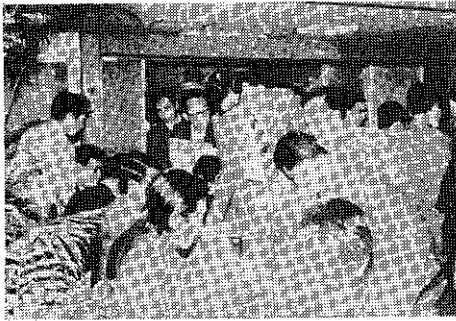
税理士界の本拠地 税理士会館

# 東京大会詳報

総会は定刻、渡辺克己・湖東京至両君（東京）の司会でスタートした。

平山玲是実行委員長（東京）の開会の言葉に続いて、萩野弘康会長が挨拶に立ち、この一年なみなみならぬ会員の協力に謝辞を述べ、慎重且つ活潑な議事の審議を会場に仰いだ。

議長団に佐々木正一（東京）、境一燦（大阪）、石井義博（名古屋）の三君を選出、また書記に中尾昭一（神奈川）、下田敏（東京）阿



出足は好調、受付は混雑

君が指名を受けて議事に入った。  
第一号議案、四十八年度事業報告の件

唐木田総務部長より各部委員会を総括して報告があり、しかし総会に先立つたシンポジウムが、研究部、商法対策特別委員会、中小企業対策特別委員会、税制審議特別委員会の担当であることから当該部、委員会の報告は、シンポジウム報告と併せて各部、委員長が果した。また、会議の承認を得て、本年の確定申告期において、九州地方で水俣公害補償金の課税除外に成功した牛島昭三君（熊本）から、特別報告があり、出席者は一様に深い感銘にうたれた。



総務部長 事業報告  
特別委員会費がグループ計上されているが、委員会別の内訳を知らせよ。未収未払は実在しないのか。

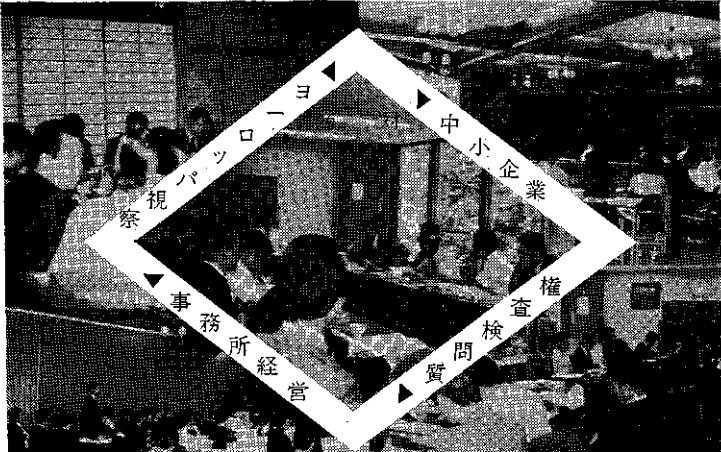
算並びに財産目録承認の件  
第三号議案、四十八年度会計監査報告の件  
議長は、議長の提案により、両議案は一括審議となり、後、経理部長から

第二号議案の説明が、そして大久保会計監事の監査結果、公正妥当であるとの報告があり、ただちに質疑にうつった。  
（質疑の概要）  
総務部が予算を超過、事務局の実行が無いのはどうということか。

（答弁要旨）  
総務部について、物価狂乱と印刷事情の悪化、郵送料の値上げが超過の主因である。こうした支出増の大勢から、事務局費は会長等の自己負担でまかなうことを余議なくされ、従って実行が零となった。特別委員会の内訳だが、直接費は判然としているが、送料や消耗品費などの共通費のウエイトが高く、正確な区別を期し難いのでグループ計上となった。未収、未払は実在するが、決算に当ってすべて実現したものととして処理した

以上で採決をとり、原案通り可決された。

## シンポジウム5景



第四号議案、規約一部改正の件  
奥田担当委員長より、提案理由の説明があり、以下の質疑を経て承認された。  
△質疑▽役員選任規程（案）の件  
個人会員の立候補資格が、十名以

の予算を法改正運動などに他用することこそ会員の意向と思うが。  
△答弁▽役員選任規程新設の趣旨は、個人会員の立候補をむしろ歓迎するもので大いに可能である。  
慶弔規程の多寡は、社会常識から評価され度い。当連盟は青年の集団であり、不幸なケースは無いと考える。

第五号議案、四十九年度事業計画案承認の件  
唐木田総務部長の説明から、以下の質疑の後、採決され原案は可決された。

△質疑▽商法は国会成立で一応の結末を遂げたが、全青税と日程連の今後の関係を問う。  
法改正の署名運動の行方は。また二十億円基金運動を

上の推せんを条件としてあるが、事実として不可能ではないか。慶弔規程（案）に関して、死亡給付金の額が会費（年額一八〇〇円）に比べ、額に過ぎないか、こ

説明せよ。  
△答弁▽「商法」における日税連は、法案が未だ国会審議中に本法を全面的に了として反対運動を中断した。この結果、全青税は運動

の展開に苦慮したが、国民会議の結成で組織参加により運動継続を遂げ、本法の一部修正という貴重な成果を獲得できた。成立以後と雖ども、反対の趣旨を反映させる努力は勘要の状態である。

より効果的な運動という意味で、日税連の附帯決議の省政令化運動に一致点を求め、必要な手段、努力は構して行きたい。

法改正の署名運動は二年度に亘る成果をもって、日税連に運動の開始、促進を要望したい。

二十億円基金の運動は当初、神奈川青税連の提唱ではじまり東京青税連に波及、全青税規模ではまだ一般化されていない。

法改正に必要な運動資金の確保と、意識の啓発が趣旨であり、全会的な運動へ徹底して行きたい。

この他、高相会員(東京)より税理士の社会的地位を問題として、東京で目下訴訟中の「税理士解任濫用事件」が緊急提案され要旨つぎのように説明された。

(緊急提案)

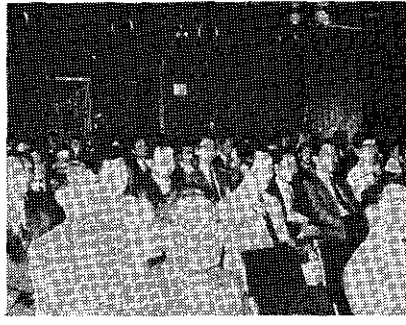
事件の概略は小林会員(東京)が、職務を忠実に履行したにも拘らず、一方的な解任を受けた。関与会社は某一流企業と親子関係にあり、この解任の背景には親会社

の小会社乗っ取り、図が働いていた。このように税理士の職能と全く係りない事由が罷り通れば、商法改正で親子会社の規定が成立した現在、第二ノ第三の小林事件が発生してくる。この件は訴訟中であって、東京青税連は全面的に支援しており、全青税の強力な支援を望み、対策を緊急に構しられたい。

以上の提案は全会一致で可決され、全青税として特別委員会を設置して対策に当ることとなった。

第六号議案、四十九年度収支予算承認の件

後藤経理部長の説明に続き、計上した収入の起算根拠、インフレ化にあり支出は計上額を超過する心配は無いか。会費値上げで事務局費の個人負担は回避せよ。等々



情熱と良心の会場

建設的な質疑の後、採決で可決された。

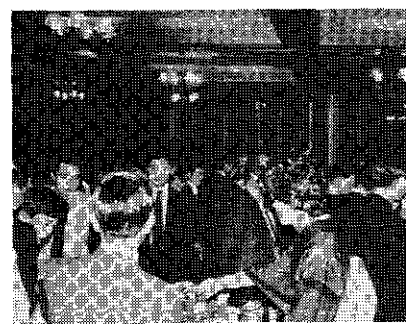
第七号議案、役員改選の件

矢頭前大阪青税会長より、前年に習って理事会で事前に検討されたりストに基づいた旨を提案され、会議の承認を得て審議に入り採決で、別掲の通り可決承認された。

第八号議案、大会宣言採決の件

金子副会長より、原案の朗読があり、慎重審議の末に満場の拍手の中で別掲の通り承認された。

このあと新役員を代表して、再選の狩野会長の挨拶があり、また来賓の祝辞は多数であった為に、議事進行の随所で行われ、第七回の代議員総会は、予定通り午後六時、西川副会長の閉会の言葉をもって終幕したのであった。



立錫の余地なし懇親会

引続) 華麗な懇親会が繰り広げられ、中メの拍手を合図に、ナイト・ツアアの一行五十名が夜の東京へ向け出発、残る大半は、五月雨的に宿舎の帝國ホテルへ赴いた。

翌早朝、ゴルフ同好会のメンバーは、グリーンを求め、他は九時からの懇談会に出席。

これも予想を超え、会場に収容できぬほどの参加者を得て、各地の状況、意見の交換が、時間一杯行われた。

いずれも、未完な税理士制度が原因の環境問題を憂え、殊に未組織地域では、このハムレットの悩みは深い。尚、大会には間に合わなかったが、静岡地区より杉山会員が懇談会に駆けつけ、出席者一同が感激する一コマがあった。



日税連会長ものど自慢

来賓一覧(敬称略、順不同)

- 自民党衆議院議員 小山省二
- 自民党衆議院議員 越智通雄 秘書
- 自民党衆議院議員 粕谷 茂 秘書
- 自民党衆議院議員 安井 謙 秘書
- 社会党衆議院議員 長谷川正三
- 社会党衆議院議員 佐野 進
- 社会党衆議院議員 高沢寅男
- 社会党衆議院議員 上田 哲
- 共産党衆議院議員 渡辺 武
- 共産党衆議院議員 内藤 功
- 共産党衆議院議員 松本善明
- 共産党衆議院議員 青柳盛雄
- 公明党衆議院議員 三木忠雄
- 民社党衆議院議員 和田耕作
- 日税連会長 添田正夫
- 全国婦税連 世永明子
- 商法反対国民会議議長波多野重雄
- 全国専税協 中村自明
- 東京税理士会副会長 向山佳宏
- 祝電一覧(敬称略、順不同)
- (衆議院議員) 鯉岡兵輔、福田篤
- 泰、山本政弘、小林政子、増本一彦、小此木彦三郎、横山利秋、広瀬秀吉、松本忠助、正森成二、浜野清吉、宇都宮徳馬、大柴しげ夫、深谷隆、金子みつ、海部俊雄、春日一幸、下平正一、鈴切康雄。
- (参議院議員) 原田立、春日正一、佐々木静子、戸田菊雄、青木一男、原文兵衛
- (その他) 全国婦税連会長福森寿子、北海道税理士会会長望月武義、青森会員奈良慶吉、宮崎会員福井国雄。

# 全国青税連の進路は明確である

——会長に再選されて思う——

会長 荻野弘康

前年度は、商法問題に明け、商法問題に暮れた一年間でありました。会員が一丸となって戦い、一定の成果を得ることができたと思っておりますが、商法問題の間隙をぬって、小企業問題や付加価値税問題が抬頭しつつあることは見逃せません。これでもか、これでもかと、われわれに降りかかる火の粉は、ともすれば戦意さえ喪失する程です。このような混沌の時代、乱れた世の中を直そうと一人ムキになることはない、自分の利益だけを考えていればよいという誘惑に駆られても不思議ではありません。

しかし、そのような考え方は、明らかに誤りです。寿命の長い青年税理士が、税理士制度発展の情熱を燃やさずして、誰がやってくれるのでしょうか。

青年税理士の純粋な考え方と熱心な活動こそ、混沌の税理士界を救い、制度発展の原動力となる、という自負心をもって、青税連の活動を盛り上げていくことが肝要です。

税理士法改正で、基本要綱改悪の動きを封じよう

税理士会や業界紙の報道をみると、「基本要綱」改悪の前提がかなり露骨です。

「税理士の使命」については、中正な立場が税理士にふさわしいのだというグループ（意図的なもの）があります。「特設廃止」と「認定制度導入」を一掃にし、「自治権」も時期尚早というのもこのグループです。日税連は「基本要綱」をまとめるのに五年も、六年もの歳月を費やしてきています。「基本要綱」の精神こそ、税理士法改正の主旨です。

「基本要綱」を纏めるとき、会員の合意を得られなかった「職務監査」も執拗に論議をムシ返し、税理士法改正運動を混乱をさせようとしております。すなわち、職務監査論は、税理士の使命、自治権に重大な影響を与え、税理士法改正運動を十年も前に引き戻します。このように、われわれのビジョンと逆行する「基本要綱」改悪の動きは大いに警、乗せられ

るスキをつくらぬようにしなければなりません。日に日に後退し、地盤沈下を招く日税連の動きを、われわれは監視していく必要があります。「ヨーロッパの税理士制度」を参考にしつつ、よりよき制度をつくるために、着実な日常生活の展開が強く望まれます。

## 噴き出す税制の矛盾

日本の税制は、プレッシャーグループのエゴイズムをそのまま内包しているといわれています。大企業や資産家優遇の措置法、中小企業やサラリーマンをイジメル針穴式徴税法等々枚挙にいとまがない程です。昭和五十一年度から導入されようとしている「付加価値税」は、売上税とも呼ばれ、最終消費者にその負担が転嫁されます。負担の公平を害するばかりか

過当競争にさらされている中小企業にとっては、企業課税（企業が直接負担することを余議なくされること）となってしまうのです。独占企業のように、顧客に安易に転嫁できないのです。実質的な所得の低いサラリーマンのすべてが直税の他に多額の間税の負担をさせられるのも大問題であり、物価や税理士制度にも重大な影響を与え、本年度の重点的なテーマとなります。

「小企業対策」も、元をただせば税制の矛盾そのものです。所得も、税金も少なく、税理士も頼めないような小企業に、税金をかけるという税制の手直しこそ急務と考えます。国税庁の命による、納税者の意思に基づかない日税連の小企業対策は、税理士を税務官公庁の下請機関に転落させるだけで

す。「税理士による納税者のための税務指導体制」の確立と「税制の手直し」こそ急務です。

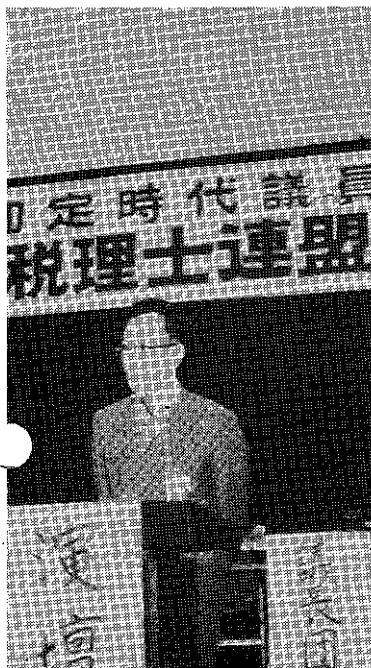
商法改正より独禁法改正が急務  
本年三月の物価問題の集中審議に見るように、大企業横暴のチェックには、独禁法の改正こそ商法改正に優先して行われるべきでした。六月十九日、法制審議会は商法部会を開き、第二次改正の検討に入っておりますが、連結納税申告制度など、中小企業と税理士に多大な影響を与える問題を内包しています。

このような問題より、価格の引下げ命令、会社の分割命令、原価の公開、立入り調査などを可能にする独禁法の改正を優先すべきだと考えます。

## 組織強化に全力を

われわれが、制度問題で前進し勝利を得るためにも、組織の強化に真剣に取組まなければなりません。日税連の現状をみるにつけ、全国青税連の組織強化の必要性を痛感しています。

税理士制度の発展と全国青税連の発展は、正比例の関係にあるわけで、この認識を会員諸兄姉に強く求める次第です。



保守運動を注目された参議院選挙は終わった。与党自民党の不援は覆うべくもなく、結果を受けて有力閣僚が相次いで辞職、政情は余震を続けている。

総会を終えて

こうした時期に全国青税連は第七回定時代議員総会を開催した。前年の神奈川大会は、日税連が敢えなく商法運動を収束した直後であり、めぐって一年、いま保守仲の参議院が実現して、若し商法運動が継続されていたなら、廃案は確実であろうという痛恨を残した。同時に、飽くまで反対を天下に表明し通したわれわれは、正論の自信をいよいよ深めることができたのである。総会も、年毎に充実して、本年も参加者が会場を文字通りに満席とし、執行部と卒直且つ活発な質疑が展開された。

とりわけ、分科シンポジウムはその運営と結末においてまざままとなり、統一した結論に達し得ぬ根柢はあったが、これは大会初めでの試みという以上に、テーマそのものの性格から、今後の課題として引継ぐことが自然である。

全国の会員が、直接それぞれの討論に参加したことで、目的の大半は満たされたと言えよう。

勿論、われわれ、総会を単なるセレモニーとして、その成功を手放して喜ぶことは許されない。自費を投じ、各地より参集した会員一人ひとりの胸中は、どうしようも無い税理士の現状を、どうにかしなければならぬ要求で波打っているのである。

日税連の決起大会は問題

だからこそさすがの日税連も、今秋予定の税理士法改正の決起大

主張  
法改正は危機にある  
変節と妥協を排す

何時、どのようにしてこの前段階が解決されたのか、運動の認識がないのである。われわれのみの不知であるならこれは幸いである。東京会を例にとれば、商法運動に偏重して税理士法の運動を放置したことは、執行部も過激の総会で認めている。各単位会も大差なしと考えるが、偏重した商法運動でさえ、日税連は極限を前に脆くも敗退したのである。まして全会的に運動の伴わない法改正の決起大

会を発表した。これは昭和四十七年十二月に公表された、「税理士法改正対策運動計画大綱」(案)に基づくとおられるが、そしてこの「大綱」案によれば、大会は昨秋に予定されていたものであって、遅れること一年である。一朝にしてなし得ぬのが運動であるから、遅速を非難する意図は毛頭ない。ただ、大会の前段階には、当初より利害団体や政府、国会対策それに会内の態勢確立が強調されており、残念なことにわれわれは

全青税の主体性が緊要

言及するまでもなく、法改正はわれわれ自身の目的であり、全青税の対策強化は緊要である。過去二年度に亘った法改正の署名運動は、われわれの悲願を対外的に認めさせるメルクマールにまで到達していないし、同じく二十億円基金運動も、組織的定着化までには幾多の時間が必要である。これは卒直に認めなければならない事実

である。このように法改正を、税理士存立の要件と自覚する全青税

でさえ、必ずしも運動化の容易でないことを経験してきている。いわば運動化の運動が現状であって今後も途上、いくつものハードルが予想されるが、不断のローリングによってこそ不退転の態勢は約束されるのである。一部ではあるが、日税連執行部にはすでに法改正を危ぶみ、特設廃止を止むを得ぬ時流と認めつつも、国税労組という幻影を恐れる余りに、認可制度の導入を口外にして、斗いを前に妥協と取引の道をまさぐりはじめている。こうした執行部が、決起大会に求めるものは何なのか。「商法」に学ぼう

「商法」に学ぼう

「商法」は全青税に貴重な教訓を与えてくれた。昨年、春を待つ二月二十一日に、日税連は商法反対の決起大会を砂防会館で主催し当連盟の平山、矢頭両君が東西を代表して反対演説をしたことは記憶に新しい。それから四ヶ月余にして、日税連は大会宣言を裏切ったのである。今秋予定の法改正決起大会に、危惧と懸念を抱くのは

想を助長して、負の運動となりかねないのである。しかも「商法」による執行部への不信から会員の関心をそらす効果は充分である。留意すべきこととして、来年は挙げて役員選挙である。こうしたことが、すべて織り込まれた上での大会計画であるとすれば、税理士法の改正は改悪への危険にあると言って言い過ぎにはならない。われわれは商法運動の最中、それが法改正への里程であることを繰り返した。日税連は脱落し、全青税は運動を継続して目的達成に肉迫したが、終盤、変節と背信が生じわれわれが余りに運動に忠実であるばかりに、中傷を浴び、妨害さえ受けたのである。

法改正に当り、われわれは日税連と歩調を合せるであろうが、それは目的と軌道が同一である場合に限る。状況の流転によって、又もや妥協や変節が誘発されるであろうが、われわれはこれを一切排除するであろう。時機にあって飽くなき追及こそが、目的達成への最短距離であることは「商法」で学んだ。この一年、われわれは一回り大きく、重く成長できた。東京大会の成果を契りあらしめるため、着実に法改正の運動を進展させなければならないのである。

# 新年度、新部長が方針を明示

## 事務局の実現へ



総務部長 湖東 京至

商法問題が一つの節を迎え、会の内部をガッチリ固めることが、重要な課題となろう。思い切った方策を打ち出して、名実共に全国青税連の権威を高めるよう努力する。

その一つの方策として、常務理事会が新たに設けられた。これは従来百名前後の全国理事を一同に集めて行った理事会を、より機動的且つ効率的に運営するために、ほぼ月に一回の割合で正副会長、部長、特別委員長等約二十数名で行うもので、通常の会務執行についてはこの常務理事会で殆んど処理していくことになる(但し、理事会の事後承認を要することになっている)。

これにより当面する諸課題に対し、深い討論がなされるであろうし、より機敏な会務運営が期待できる。反面、少数精鋭主義に陥る可能性があるので、各単位青税の

会長、代表幹事の方々との正副会長協議会を持つと共に、代議員、理事等を発行して全会員に、常務理事会の行っていることを広く知らしめなければならない。

さて、事務局設置の問題に関して、本年は特別委員会を組織してこの問題を煮つめていくことになった。

会員二千数百名ともなれば、当然本部事務局で事務整理を専門に行う者がいなければ、とても消化できるものではない。

入退会事務、変更事務、発送連絡事務、会費収支事務等々個人の犠牲の上になりたっているようでは時代の要請に應えられない。

税理士業界の中核として将来とも発展していく全青税の本拠地として、事務局設置を必ず次期には果そうではないか。

近い将来、会千人名をかかえ

てもびくともしない事務局をつくることを期待して。

## 団体加入促進が緊急



組織部長 永井 義勝

引続き組織部長を担当する事となり、前年同様に何卒御協力の程をお願い致します。当連盟も、創設以来七年余、活動も情性化して来た感が致します。そこで、本年度は、新風を吹き込む様、全国各地に点在する個人会員を柱に、団体加入に協力する為、東京大会に於て、団体加入条件の改正がなされて、会員数の制限を除去し、理事会の承認に委される事となりました。

特に、個人会員の多い地域、岩手、山形、静岡、長野、高知等の地域に於て、団体加入を促進し、

又、団体加入の可能な地域があれば、前年同様に引続き、各地に向して会員諸先生の意見を求め、団体加入促進に協力し、情報の交換並びに資料の収集を行って行きたく思います。

又、本年度事業計画にも盛り込みましたが、組織強化の一策として準会員(試験合格者の内、未登録であるが、全青税加入希望者)制度の創設を検討してみたいと思えます。

以上、二点を本年度の重点として団体加入地域の増加並に会員数の増大を狙い、今後の組織拡大運動の方向付を行い得る様、努力致す所存です。会の発展強化の為、組織拡大に御協力下さい。

## 制度上のテーマで

### シンポジウム



研究部長 久保田 秀雄

これまで研究部の事業活動は、年一、二回のシンポジウム開催と代議員云時の研究発表を中心に行われてきたようである。

本年も基本的には、これまでの方法を踏襲したいと思っている。ただ、テーマの選定は、税理士界の中で検討を加えるべきものを率先して取り上げていきたい。特に全国青税連のテーマとしては、全国的規模からしてどうしても制度的要素をもったものにならうと思う。そこで、本年のシンポジウムについては、税理士法改正に係るテーマを取り上げてはどうかと思っている。

去る七月二十九日の第一回理事会での研究会において討議されたものは、次のようなものであった。これらをおお検討して具体化していきたい。

- ①49年11月シンポジウム
- 税理士の自主権確立をめぐる諸問題—小テーマとして①監督権の行使の実態②ヨーロッパ諸国の監督権の実態③監督権と試験制度の相互関係④監督権の離脱の内容と税理士会の自主的管理の方向等。

このシンポジウムは、税理士法の問題であるので、税理士法対策特別委員会の共催をお願いしたいし、出来れば全国婦連からの参加も呼びかけたいと思っている。②代議員総会時の研究会は、本年の東京大会の分科会と総会場で



まどめの発表は新しい発表方法として評価し、来年の総会もこの形式を取り入れたいと思っている。この他、熊本、牛島昭三会員による水俣公害補償に示した税理士の納税者救済の努力は、納税者の権利擁護の事例として、今後の研究発表のテーマとしても取り上げたいと思っている。

新鮮な感動と  
新たなエネルギーを



厚生部長  
谷 正仁

まず第一に全青税厚生活動の目的である会員相互の親睦とは何ぞや、論議されるところでしょうがそれは次の二つに大別されます。(1) 若き税理士の楽しい想い出のページを綴る。(2) 私達の目的達成の為の潤滑油的役割。

私は後者に厚生活動の存在価値を認めて本年度の活動の基本的方針とします。

士の全エネルギーを結集して重点施策の実現、即ち税理士法の改正に邁進することに意義がある。その為の厚生活動は如何にあるべきか。

(2) 楽しい想い出のページも否定するものではないが、それは全青税の機関を通じなくとも各単位会や各支部で企画実施されている。

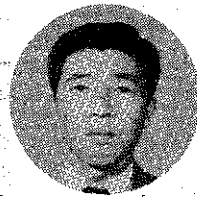
(3) 厚生行事を一点にしほり目的をはっきりさせる。

次に私が何故全青税の厚生部長に選ばれたかその唯一の理由は、来年の第八回定時総会が大坂地区で開催されるであろうとの伏線からであります。大坂地区で開催されればベストの場所として奈良県地区が選定される。これで奈良県地区の私が厚生部長に選ばれた理由が会員諸兄に御理解して頂けるでしょう。

以上の二点を受けて、私は来年の定時総会における厚生部の役割の重大さを認識し、全智全能を尽す覚悟です。全国青年税理士が理想をかかげ一堂に参集する。そこには新鮮な感動を呼び新たなエネルギーが生れます。その感動をいやすのが厚生企画です。私は他の各部との連けいを密にし、厚生部員の協力のもとに斬新な定時

総会の催しを企画立案致します。そして全国会員にとってその日が生涯の感動の日、想い出の日となることを念じています。

活動資金・会費に自覚を



経理部長  
下田 敬

わが税理士業界を取りまく環境は非常にきびしいものがあります。附加価値税導入、税理士法改正、小規模事業等の問題が山積しており、この状態の中で税理士会の良心として活動をしなければならぬ義務を負っているのが全国青税と考えております。この活動は各部、各委員会が一体となって行い、着実な成果を得なければなりません。予算規模も拡大致しており、現在の収支状態では活発な活動を遂行するには、多少の無理が生じ易いので経常収支の適切化を図る必要があります。そこで経理部の責務は、この各部等の継続活動について必要資金の支出を速やかに行う事ですから、会費徴収につきましては、参加団体及び個人会員

の一層 協力を御願いする次第です。

また、経理部の重要な事業計画として、事務局設置に伴う関連業務の合理化を検討することですが特に設置に伴う具体的な収支予算について研究し、次年度には充実した事務局予算を実現したいと考えております。そこで会費収入を伸長させる必要が生じ、まず、組織部と協力し会員の増強を図り、収入実績を向上させると共に、現在の年間会費では、活発な活動をするには少額ではないかとの会員の声も多々聞かれますので、これを踏まえた上で、適正かつ妥当な会費金額を研究致しますので、御意見をお聞きかせ下さい。よろしくお願い致します。

業務処理簿を重視



業務改善部長  
中屋 三司

最近、私達の業界の中でも身分を確保するための訴訟が何件も見聞されるようになった。

又、懲罰の場合でも事務処理簿不記載というのが多い。私達は、税理士法第四十一条に於て関与した事件の記録を帳簿に記載して五年間保管しなければならないことは充分承知している。しかし乍らこれを完全に行うことは非常に手間のかかることであります。そこで今年度の当部では、昨年研究部が事務所経営を法律的に究明された後を受けて、

一、業務処理簿を完全に作成するための最低限度の必要記載事項の研究と、より記載しやしいものを作る。

二、税理士の顧問契約と民法上の委任契約の関係を研究し、より完全な顧問契約書のひな型作成

三、新しく改定された報酬規定をふまえて、顧問報酬額の算定方法に何が良い基準はないか。各地で行われている方法を会員の皆さんに照会したい。

以上の通りであります。その達成のためには会員の方々の協力がなければなりません。今、事務所で使用しておられる資料を、提供していただきたい。

その他、各地単位会で行っている事務所経営に関するアンケートや改善の資料があれば是非会員の為に提供して下さい。

諏訪の涼しい盆地より、暑く、空気の悪い東京へ、泊りがけて、何故に全国青税大会に参加するか？ 第一に税理士制度の発展強化、第二に会員相互の研修及び親睦、第三に会員相互の連絡、提携及び資料交換を目的とした、全国青税だからだ！ 全国各地より、色々な問題を胸中に描きながら大会に参加し、解決を求めようとする青年税理士、或は東京大会を成功させようとする青税指導者のムードが、会場内に満ちていた。青税ならではの雰囲気だ。分科会での意見発表、討論と時間が少なすぎるほどに、問題解決に、話し合う……大会での分科会は有意義だ、次回も是非企画して戴きたい。

分科会も終り総会が始まる。参議院選の後のせいにか、国会議員の先生からも特徴のある祝辞を戴いた。自民党、社会党、共産党、公明党等……各党の先生方の多数の御出席は大変に心強く感ずると同時に、自民党先生が比較的少なかつたのが残念である。選挙後の党の事情に原因すると思われるが、

## 全青税の発展は 税理士会の発展と信じる

—東京大会に参加して—

浜 今朝男 (諏訪)

超党派で行動する青税と理解しているから、これを理由に青税は左に傾いていませんかの、批判を受けないか気になった。注意した。添田連合会会長の税理士会執務については「皆様方、青年税理士の意見を大いに参考にして会務を執行する」との祝辞は大変にうれしく心強く思った。

過去の青税会の活動が多くの大先輩の先生方に理解され、総会を重ねることに盛会になって行く事もうれしく思います。青税の発展は、税理士会の発展に必ず連なると考えるからです。

青税会則第二条の目的遂行ですが、日本税理士会連合会の組織の枠の中での行動で、全国の青年税理士が将来の税理士像を求めつつ考えを集約し、日税連に意見を具申する姿勢であるべきか、それとも政治的に目的達成のため、日税連の組織を離れて行動すべきか、第二条の目的との関連を原点到り考えてみたい。

## INGの組織拡大

〈鹿兒島〉  
昭和四十九年六月七日、午後五時三十分より九時まで、鹿兒島市鶴丸の鶴鳴館ホテルで、鹿兒島地区の組織拡大を目指し、本部から担当副会長金子秀夫、鹿兒島青税から桑原義和ほか十二名が参加した。

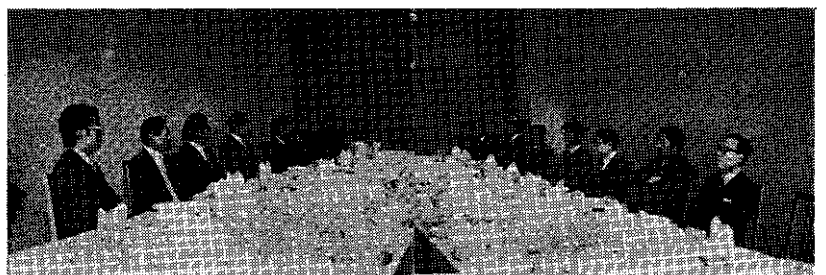
(報告事項)

- 金子から次の諸点につき報告がなされた。
- ① 全国青税連の現状  
東京、神奈川、名古屋、大阪等、団体加入地域の活動活発化、岩手、長野、静岡などにおいても組織化がすすむ。唯一の例外は埼玉。
  - ② 商法問題  
修正可決までの経過説明。商法運動における成果。第二次商法改正準備とそれに対する対応。
  - ③ 小規模納税者対策  
青申会や法人会を利用し、税理士会とのタイアップ。臨時税理士制度。神奈川県中小企業指導士問題。
  - ④ 税理士法改正問題  
日税連の近況。二十億円基金
  - ⑤ ヨーロッパ税理士制度視察団

報告  
代表権、監督権、自主権、訴訟代理権、等説明。  
(鹿兒島会近況)  
会員の再登録を行い、文書で確認した会員二六名(うち、特試二科目免除四)、毎月月例会開催。市内一三〇名の税理士が組織対象。(金子)

〈熊 本〉

八月十日 午後六時より熊本市の郵便貯金会館にて青年税理士有志が十名集まり、青税連幹部と懇談した。  
全国青税連より、荻野会長、桑原副会長、平山組織部理事(東京青税連会長)が参加した。  
◎鹿兒島青税の近況報告  
鹿兒島青税会長 桑原 義和  
◎制度問題の現況報告  
東京青税会長 平山 玲星  
◎全青税の現況報告  
全青税会長 荻野 弘康  
熊本では、県支部の中に青年部があるため、青税との活動が重複するのではないかと意見もあり青税連の組織拡大の障害になっているようであった。  
しかし、出席会員の中から、制度問題で自由に研究し、自由に活動する。では、青税連を強化し



—勢揃いの鹿兒島会員—

日常活動を行う必要があるとの意見も出された。  
慎重な話し合いの結果、青税は団体加入をめざして組織拡大を行うことが確認された。  
今後は、鹿兒島青税との情報交換を密にしていこうとなった。  
(荻野)



# すべての公害補償を非課税に

熊本牛島 昭三

## 税制の民主化を迫る

### 熊本水俣病の課税問題

#### 水俣病判決と課税問題の経過

テッソ株式会社は、昭和二十一年より四十三年五月まで、アセトアルデヒド等の製造過程で発生する汚濁水を回収、処理せずに利潤追求し、熊本水俣病を発生させた。また、行政当局がテッソ側を擁護して、被害を拡大させていった。

昭和二十四年頃、死魚が発生し昭和二十六年頃には、猫の狂い死が始まり、ついに「公式」には昭和二十八年十二月、最初の水俣病患者の発生となった。二十年をへた昭和四十八年三月二十日、熊本地裁は、テッソ株式会社に対して「如何なる工場といえども、その生産活動を通じて、環境を汚染、破壊してはならず、況んや、地域住民の生命健康を侵害し、これを犠牲に供することは許されない」(以下判決と略称)と損害賠償金の支払いを命じた。

さらに同年五月二十二日、熊本大学第二次研究班は、水俣、新潟につづく第三の水俣病患者の疑い

が熊本県有明町にあると発表した。県民の憤激は高まり、汚染企業

のテッソ、日本合成、三井東庄などへ漁民、鮮魚商はじめ各層の人々が抗議デモを行い、この運動は海、陸から燃え上った。そして、「命をかえせ、体を海をもとどおりにせよ、生活を保障せよ」と要求したが、これに対して僅かに支払われる、補償金等に対する、課税が問題となってきた。

水俣病被害者の会、水俣市鮮魚小売商組合、熊本県鮮魚商組合、水俣病訴訟弁護団、南九州税理士会、熊本税経新人会、民主商工会、青税会員、議員などの各団体個人がさまざまな形で、公害被害者課税についての検討や反対の行動をひろげた。私もこれらの人々とともに、公害補償金のすべてを非課税にする税制の実現と、その方向での当面の措置を税務当局にとらせることに、全力を傾けた。

#### 各層の課税問題

一、患者、家族の慰謝料とその転化について

昭和二十七年七月末の患者の状況は、次表のとおりである。

	認定者うち死者	申請者
熊本	六八人	二四六五人
鹿児島	八五人	一五八人
合計	一五三人	四〇五三人

判決は、死亡本人に一律一八〇万円、生存患者に一八〇万円、一六〇〇万円、家族に二〇〇万円、四〇〇万円の慰謝料の支払いを、テッソ株式会社へ命じた。

この慰謝料は、所得税法九条一項二〇・二一号により、所得税の納税義務は存在しない。しかし、死亡患者の慰謝料は、相続人の相続財産の価格に含まれるか否かの問題が発生する。判決日前に患者が死亡していた場合は、相続人は損害賠償請求権の、権利のみの相続であり、時価は存在していない。

したがって、相続人には納税義務はない。(熊本国税局も同様の見解をもっているが、相続税の申告を要件的にみている。「なぜ申告要件なのか」と私が質問すると現地の署長に任せると回答した) つぎに、判決後とか慰謝料確定後などに患者死亡の場合は、相続人の相続財産価額に、一、八〇〇万の慰謝料等が含まれる。

つまり、全く同じ性格の慰謝料にたいして、死亡の時期により相続税が課税されたり、されなかったりとなる。

世にも奇妙な相続税制である。次に贈与税の問題がある。慰謝料を、住宅、預金等に転移させるとき、名義人が変わると贈与税の課税対象となる。南九州税理士会も、この点についてのみ改善の要望書を国税局長に提出した。また慰謝料の多くは、住宅建築に向けてられているため、固定資産税が激増する。特に農地百坪を宅地に転用した場合は、固定資産税の土地部分のみで九四円から約九千円と百倍近くの税額となる場合もありうる。一方、水俣市の工場誘致条例により、加害企業のテッソ株式会社は、初年度五〇%、二年度四〇%、三年度三〇%の固定資産税の減免を受けている。被害者、患者の固定資産税減免の願望は当然のことではないだろうか。

二、漁民、鮮魚商の補償金

本年に入り、熊本国税局は各税務署に指示して、四十八年中に加害企業より漁業協同組合、鮮魚商組合が受け取った補償金等の調査を初めた。局側には「税法では、収益補償部分は課税所得で、心身慰謝見舞金部分は非課税の規定となつ

ている。貴団体が企業より受け取り、組合員等に配分した金額の内訳と、企業との約定等の内容等を知りたい」というのであった。これは九州各県の漁民、鮮魚商、商人など七万人にも及び三十億円を超えると思われる額であった。

課税は止むを得ないとの空気がある中で、水俣市鮮魚小売商組合(中尾組合長、組合員六十六名)は弁護士、国、県議員、税理士などの援助も受け、二月十八日、熊本国税局に役員六名が陳情書を渡し交渉した。組合側の論点は次のとおりである。

(1) 十八年もの長期間心身ともに苦しめられた。客からは「この魚は大丈夫か、奇病になれば責任もつか」と言われつけ、時には仕入れ全部を捨てたりした。また、自分達も患者ではないかと不安の日を過ごした。実際に組合員の二割以上が認定申請している。転廃業者も多くてた。

(2) したがって、二千万円は精神的慰謝にも満たない。チソとは和解してない。四十九年も交渉する。四十八年度の二千万円の受取り金額は内金であること。

(3) 三木環境庁長官も四十八年夏現地で中尾組合長の「非課税に」の陳情に「判りました」と答えて

いる。  
(4) ヘドロの除去は着手されず申請者認定に五年を要することや国立の患者の治療機関がないなど、行政は極めてたちおくれいているにも拘らず、税金だけとるのは不当である。

(5) 収益補償は課税所得、心身慰謝は非課税と税法に同列に規定されているかのような局側の態度は誤りではないか。所得税法は九条一項二十一号で非課税規定があるのみだ。施行令九十四条で収益補償課税が委任規定されている。本法と政令を同列にできない。大阪地裁判決等(S41.5.30)でも政令課税には、違憲の判決がある。

(6) 席上局側の職員が「収益・慰謝の区分はしにくい。しかし金額が事業に起因するため、全額を収益補償と認定する」との見解に対して、判決の患者でない家族の慰謝料二、四百万円が一つの客観資料となると反論した。

(7) さらに組合側は、課税強行については全水連、漁民、民主団体に呼びかけ反対斗争し、また裁判で争う意志を表明した。以上に対して局側、相談呼出



——総会で報告する牛島君 会場に強い感銘を与えた——

を組合員に対しては直ちに中止し局側の結論が出たら組合に通知して話し合うことなどを確約した。組合は、県鮮魚商組合、水俣漁協にも共闘を呼びかけた。

三月四日熊本国税局は局員、税務署長を動員し各団体にに対し、丁重に次のことを連絡してきた。

(1) 四十八年中に企業側より受け取った補償金の中には、収益補償と見られる部分があり、この部分は、本来は事業所得として申告するのが建前であること。

(2) しかし、四十八年分については小額と見られるので、所得から除外する。

(3) この適用は、有明海、不知火海の水銀汚染、水俣病関係の補償金のみである。また、法人につ

いては除く。  
数万人の人々の課税問題が一気に解決された。しかし、多くの問題が残る。それは、年度と地域と対象が限定されたために、四十九年度に向けて新しい闘いが必要になることである。勿論、この局側の回答は四十九年度分の処理と、税制改正への土台の一つの大きな条件とはなかった。しかし、これによって、公害被害者への不当課税反対運動が分断されたことにもなる。現に広島国税局では、山口県の徳山、岩国での水銀、PCB汚染補償に対して、受け取り金額のうち、漁民は六十七％、鮮魚商は三十三％を非課税として、残りを事業所得とするとの申告指導を行っている。四月十七日に岩国鮮魚商組合役員、民主商工会代表は広島国税局と交渉した。組合側は

(1) 熊本と同じ扱いに何故できないのか、(2) 漁民六十七％、鮮魚商三十三％を非課税とする根拠は何か(3) 補償責任はないと企業側は「迷惑料」として合意したものを収益補償として課税する根拠は何か、との追求に広島国税局は具体的に回答できず、「更正請求があれば再検討する」との態度であったとのことである。

熊本の「々々」としては、この大きな成果を全国にひろげるとともに公害被害者が獲得する補償金、慰謝料等を非課税にする税制改正運動をおしすすめることができます重要な課題となった。

三、弁護団等の課税問題  
水俣病訴訟弁護団は、三六八名である。判決は、慰謝料の割八千数百万円を弁護士費用としてチソに負担させた。

公害裁判の特徴として、本件でも四年間五十五回の公判が開かれるなど極めて長期間にわたった。依頼者の裁判費用等の負担が困難であるため、公害反対運動を拡げる中でのカンパや弁護士の自費によらざるをえず、さらに中心的な弁護士は他の業務を放棄しなければならなかった。一方、被告は大企業で、金力と専門家をもち、その上に企業秘密のペールの中にあつた。勝訴するには、国際的にも国内的にも、多くの労働者、一般住民、医師、弁護士、学者等の協力を必要とし、さらに意志統一のために、記録に残るだけでも三五〇回の会議や、常設の事務局などを必要とした。弁護団と我々税理士との間で、これらの性格をどう評価し、所得税法が適用するかと検討を加え、国税局と交渉した。

結論は、次のとおりになった。

な成果を全国にひろげるとともに公害被害者が獲得する補償金、慰謝料等を非課税にする税制改正運動をおしすすめることができます重要な課題となった。

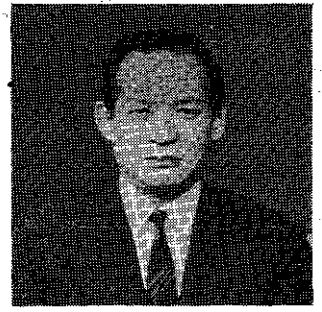
三、弁護団等の課税問題  
水俣病訴訟弁護団は、三六八名である。判決は、慰謝料の割八千数百万円を弁護士費用としてチソに負担させた。

公害裁判の特徴として、本件でも四年間五十五回の公判が開かれるなど極めて長期間にわたった。依頼者の裁判費用等の負担が困難であるため、公害反対運動を拡げる中でのカンパや弁護士の自費によらざるをえず、さらに中心的な弁護士は他の業務を放棄しなければならなかった。一方、被告は大企業で、金力と専門家をもち、その上に企業秘密のペールの中にあつた。勝訴するには、国際的にも国内的にも、多くの労働者、一般住民、医師、弁護士、学者等の協力を必要とし、さらに意志統一のために、記録に残るだけでも三五〇回の会議や、常設の事務局などを必要とした。弁護団と我々税理士との間で、これらの性格をどう評価し、所得税法が適用するかと検討を加え、国税局と交渉した。

結論は、次のとおりになった。



# 顧問契約の性格



日大教授・法学博士

北野弘久

一 税理士顧問契約の性格については従来立ち入った研究がなされていない。この点は、多年にわたる税理士法改正運動においても欠落していた点である。税理士として適正な業務を行っている者が、或る日突然理由なく顧問契約を解約されるようでは、税理士は納税者の代理人として充分にその職責を果たすことができない。まことに税理士の身分保障制度の確立なくしては、納税者の人権を擁護することができないといわねばならない。小林事件はこの点について鋭い問題提起をしたものであって、同事件の帰すうは全税理士全納税者に関するといつてよい。税理士法の改善は斗争によって獲得されねばならない。小林事件をめぐる運動はそのような斗争の一環として位置づけられる必要がある。

二 筆者は、二年ほど前に小林繁夫税理士から、個人的に本件の問題が将来裁判になった場合には税法学者として協力してほしいとの要請を受けていた。そのようなこともあってはやくからこの問題の成り行きに注目していたのであった。その後、昨年十二月に、平山玲島・東京青税会会長から正式に協力方を要請された。その際、筆

者は、この問題は小林個人の問題ではないことを強調するとともにつぎの二点を同会長に要望したのであった。(1)弁護士を強化すること、(2)東京税理士会、日本税理士会連合会などの公的組織による支援体制を強化すること。その後、(1)については税務訴訟について多年の経験をもっておられる鶴見祐策弁護士が新たに就任された。(2)については、東京税理士会本郷支部や東京青年税理士連盟の諸兄の御努力により、東京税理士会においてもようやく小林事件についての対策協議会が公的に設けられるに至った。筆者は七月十八日の東京青税の研究会においてこの問題について所見を述べるとともに七月二十日の四国税理士会徳島支部の講演会においてもあえて小林事件に言及した。二つの会場でこの反応は全体として小林税理士の勇気ある行動を高く評価するものであったとみてよいであろう。また小林事件については、N P通信社の「税理士新聞」が好意的な報道をつづけており、同事件に対する諸家の所見も同新聞に数多く掲載されつつある。いまや、小林事件のもつ意義については、業界にはかなりの程度において浸透したといつてよいであろう。それだけに、

わたくしどもは、今後、この事件を法理論のうえにおいても先行的に有意義に展開させる義務がある。この事件を正当な意味において税理士、納税者に利益をもたらすものにならなければならない。

三 さて、小林事件は、正確には委任契約上の地位確認請求事件と呼ばれるものである。請求の趣旨は、昭和四十七年十一月十日附の訴状によれば、つぎのごとくである。(1)原告(小林税理士)は被告(株式会社城北タイル)に対し委任契約上の地位があることを確認する。(2)被告は原告に対し昭和四十七年九月一日以降毎月金三万五千元を支払え。(3)訴訟費用は被告の負担とする。これらについて判決および(2)については仮執行の宣言を求めるといふものである。

顧問会社と税理士との間の関係について、従来は単に民法上の委任契約にもとづく関係はあるといふだけの説明がなされてきた。民法六五一条によれば、委任は各当事者においていつでも解除することができることになっている。これに従えば、小林事件についてはおよそ争う余地がないように思われる。しかし、民法典の規定する「委任の法理」は、あくまで無報酬が委、小建前である(民法六四

## 事件の経過

一部上場の某大手会社の要請で小林会員(東京)は関与会社を改組して新会社を設立した。同会社は小林会員の関与を前提に大手某と次の約束をして開業した。

一、新会社の株式保有割合は、それぞれ五十%宛とする。

一、役員構成は、五名のうち大手某から三名が出向して就任する。

一、代表取締役と監査役は、それぞれ一名宛とする。

この契約の基本は、二―三年後に経営の安定を待って、大手某は出向者を引き揚げ、一切を関与会社に委ねるものであった。

大手某は創立以来八十六年の業歴をもち、しかし経営状態は内部事情もあって、最近は不振続きであった。関与会社はその専門特約店であり、大手某は市場の確保と失地回復を計る目的で、前述の新会社設立の挙に出たわけであるが効を奏して新会社は着実に業績を上げていった。そして、安定した収益を獲得するに従い、大手某は当初の約束と逆に、社内での力を増大させ、とどまることなく逆に、小林会員との顧問契約を一方的に

# 小林事件と税理士

## 特別寄稿

八条参照)といふ「古典的な」委任関係の場合のものであって、それはそもそも税理士の顧問契約の実態に適合しないものであることに注意を要する。税理士の顧問契約は、これを委任契約とみた場合、通例は、税理士法二条に規定する「税務代理」、「税務書類の作成」および「税務相談」ならびにこれらに付随する一切の業務(税理士法二条に明文の規定はないが、税務の性格上特約のないかぎり当然にいわゆる会計業務等も含まれると解される。このように税理士業務は本来、包括的なものであるという特徴を有する)の委任を内容とするものとみられる。しかも、税務の性格上右の業務の委任は原則として継続的であるとみられる。明文の契約がない場合においても慣行的に右のような内容の黙示的契約が存するものとみてよい(厳密には非法律行為については「準委任」であるが、準委任も委任の法理に従うこととされているので、法律行為と非法律行為とを区別する実益はない)。

税理士顧問契約がかりに民法上の委任関係であるとしても、能うかぎり右の税理士顧問契約の実態に適合する内容において民法解釈論が構成されねばならない。この点について、すでに裁判所に提出された鶴見準備書面等において引用されている「受任者のためにも利益となる委任においては委任者の解除権は信義則上当該委任における特殊事情に相応した制約を免れない」とした判決例の存在が注意されよう。つまり、現行民法の解釈論の次元で考える場合においても能うかぎり税理士顧問契約の特殊性を考慮したうえで委任の法理を構成することが要請されるわけである。具体的にはこのような法理構成のうえにたつて、小林事件の場合には解除権の濫用が存したことを明らかにする必要がある。

四 以上のほかに筆者はつぎの三つの法的構成も検討に値すると考えている。

(1) 税理士顧問契約は民法上の委任契約ではなく一種の無名契約である。税理士顧問契約の実態にふさわしい内容において当該無名契約の法理を構成する(その場合、雇用契約、請負契約等の法理を参照する)。

(2) 税理士顧問契約は単に民法の支配を受けるのではない。民法の委任の法理が税理士法という特別法によつて修正されているものとしてとらえ、現行法の解釈論上、

それ、法と税理士法との双方の適用を受ける関係として構成する。

(3) 税理士顧問契約は民法上の関係とは全く別個の関係として構成する。すなわち、それは、税理士法という特殊法上の特殊契約であるとして構成する。

筆者としては、右の三つの考え方を現行法の解釈論の次元で提唱するものであるが、立法論的には納税者の代理人の立場にたつて(3)の考え方を税理士法において明文化するべきであると考えている。いうまでもなく、税理士の身分保障をはかる観点から税理士顧問契約の法的性格を今後税理士法において明文化化する必要がある。この点、税理士の身分保障に資するためにたとえば西ドイツの税理士職業準則一六条二項が「責任ある一定の期間に限定して契約することは、その期間が三年以上とならない場合にのみ認められる」と規定している点に注意されよう(全国婦税・青税ヨーロッパ税理士制度視察団報告書「ヨーロッパの税理士制度」一六八頁参照)。税理士の合理的な身分保障制度の確立がこれらの税理士法改正運動における重要な課題の一つとされねばならないといえよう。

解約するに及んだ。さて、新会社の実績だが、これは小林会員と無縁のものでないことにも触れねばならない。

同会員は、新会社の設立以来、文字通り寝食を忘れ、事務所の全機能を傾けて若い情熱を新会社の発展に注ぎ、その労や多とすることは、大手某も認めているところである。

解除の理由を糺したところ、単に、同会員の推せん者が大手某の意に叶わぬ人物というに過ぎず、小林会員は直ちに抗議し、交渉を続けてみたが、顧問契約の法的性格が委任にある以上、何時でも解除できることを主張して、一步も譲らず、止むなく昭和四十七年十一月十日、東京地方裁判所に提訴したのである。

昭和四十八年一月二十六日、第一回の公判が開かれ、以後すでに七回の公判を重ねている。

この間、同会員所属の東京税理士会本郷支部をはじめ、東京青税連が組織ぐるみで支援体制を固めまた東京税理士会でも、迂余曲折の末、やっと関心を示して対策、支援について、「側面より前向きに」取組むことを表明するに至っている。

(唐木田)

# 大会

## ウム二題

事務所経営  
法律問題

### 税理士事務所をめぐる

### 法律的問題点の研究

〈報告者〉 坂本 稔 男

分科会当日は法律専門家として弁護士根岸隆先生を助言者として迎え、別に掲げる「税理士法」の關係条文を簡記したレジメが配布された。

まず税理士が登録のまっ消を受けるのは、法二六条一項に規定があり「法四二条二号から八号までの一に該当するに至ったこと、その他の事由により税理士たる資格を有しないこととなったとき」とある。法四二条は（欠格条項）に関する規定で、「左の各号の一に該当するものは……税理士の資格を有しない。」とあり、①号より⑥号までそれぞれ規定がある。今回特に研究の対象となるのはこの条文のうち③号より⑥号である。

③号、破産者で復権を得ないもの。

④号、国税、地方税に関する法令。この法律「税理士法」等の規定により、禁固以上の刑に処せられたもので、その刑の執行を終り又は刑の執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの。⑤号、国税、地方税に関する法令、この法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、……刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの。

⑥号、国税、地方税、に関する法令、この法律以外の法令の規定により禁固以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの。

務を行うことを禁止された者で、処分が確定された日から三年を経過しないもの。

⑧号、懲戒処分により、困苦しくは、地方公共団体の職員を免職され、弁護士会から除名され、公認会計士若しくは会計士補の登録をまっ消され……これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの。

以上の規定を通じて「刑の執行を終了」「刑の執行を受けることがなくなつた日」の解釈について基本通達にその説明があるが、この中で特に「執行猶予」との関係において、助言者の懇切な説明があった。また禁固刑が税理士資格を左右する一つの基準となつていゝるが、刑法に規定せられていゝる中で禁固刑の置かれていゝる位置について助言者より説明があった。

また、税理士法上の罰則規定のうち、「禁固刑、以上の刑」又は「罰金刑」に該当する法条は、税理士の資格とのかかわりに関して特に重要でありこれらの規定は法五八条以下に規定がある。このうち当日問題となつたのは次の箇所であつた。  
一、法第六一条に規定のある三九条（報酬制限）違反について  
二、法第五八条に規定のある三六条（脱税相談の禁止）について  
三、法第六〇条に規定のある三八条（秘密を守る義務）違反について  
四、法第六三条に規定のある四一条一項（帳簿作成の義務）違反について  
また現行税理士法には国税庁長

#### （別紙） 第1分科会 税理士事務所をめぐる法律的問題点の研究 税理士法

- (1)登録のまっ消（法26条1項）  
関連条文  
法4条2号-8号（欠格条項）基本通達七、八  
罰則 法58条 36条（脱税相談の禁止）  
59条 52条（税理士業務の制限）  
60条 38条（秘密を守る義務）基本通達三十、三十一、三十二  
54条（税理士の使用人等の守秘義務）（親告罪）  
61条 39条（報酬制限）  
42条（業務制限）取扱通達  
43条（業務停止）  
45条1項2項（脱税相談をした場合の懲戒）基本通達三十六、三十七  
46条1項（一般の懲戒）  
53条1項（名称の使用制限）（税理士）  
53条2項（名称の使用制限）（税理士会）  
63条 41条1項（帳簿作成の義務）取扱通達  
49条の19、1項（一般的監督）（税理士会）  
55条1項（一般的監督）（税理士）
- (2)懲戒（法44条）  
関連条文  
法45条（脱税相談をした場合の懲戒）基本通達三十六、三十七  
46条（一般の懲戒）  
関連条文  
法37条（信用失墜行為の禁止）  
40条（事務所設置の義務）基本通達三十三（取扱通達）  
49条の8（会則を守る義務）  
20条（変更登録）

官による懲戒が規定してあり、この懲戒の種類が法四四条にある。一、戒告。二、一年以内の税理士業務の停止。三、税理士業務の禁止。  
現在のように税理士が増加し、更に企業をとりまく経済状況の変化の著しいときには、一年以内の税理士業務の停止といえどもこれを受ければ、その税理士事務所にとっては致命的な影響を受ける。

懲戒の対象となるのは法四五条（脱税相談をした場合の懲戒）と四六条（一般の懲戒）があり、特に法四六条で「この法律の規定に違反したときは、第四四各号に掲げる懲戒処分」を受けることになつていゝる。従つて前記の法五八条以下に規定のある罰則に該当する場、）ほか法二〇条、三七条

四〇条、四九条の八、等の規定の違反も懲戒処分の対象となる。特に法三七条（信用失墜行為の禁止）は「税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしたはならない」とあり、漠然とした規定であるが、官報等でみる限り最も多く懲戒処分の対象となつていゝるのはこの法条である。分科会当日、懲戒処分に関して問題となつた箇所は次の通りであつた。  
一、税理士と他の資格（例えば公認会計士）をもつ者が税理士事務所のほか、他の資格にもとづく事務所をもつた場合の二ヶ所事務所の問題  
二、税理士会の部会の会則に違反した場合と法四九条の八の関係  
三、関与先の二重帳簿と税理士の相当注意義務との関係



東京

全青税に於ける

小企業対策について



〈報告者〉 勝 部 慶 次

全青税東京太... 先だって、全青税としては今回が最初の試みとして、分科会形式によるシンポジウムが行われた。

我々が当面する重要問題でもあり、且つ業界の関心事であるだけに多数の参加者により総会開会の数分前迄二時間余りの間熱心に討論された。

全青税に於ても小企業問題については、今迄シンポジウムや中小企業対策特別委員会等かなり討論は行つて来ているので時間の制約もあり、当日は、

(一) 今日の小企業対策の政治的社会的経済的背景について、(二) 税理士の使命と小企業対策について、(三) 各地の現在の小企業対策の状況について、(四) 小企業対策の本来的べき姿(基本的方向)について、(五) 四項目について討議せられた。

まず、「今日の小企業対策の諸背景について」は、政治的には、民商対策を前提として政府与党による中小企業の組織化が行われようとしていること。社会的には、納税者の数の激増に対応する行政能力の欠陥により行政の一分野を下請に出すという形態であること。経済的には、物価上昇や生活費増大等の経済成長の歪みや零細納税者にきていて、制度的救済を計らずに税金問題について援助の手を差し延べられていること。結局これらに対し税理士がふり廻されて、現在の小企業対策もこれに迎合して行われていることは明白で、税理士本来の社会的使命と全く関係なく、これを充分認識した

上で今後我々は対処せねばならぬということに全員異論がなかった。

「税理士の使命と小企業対策について」では、丁度大阪合同青年税理士連盟より、「小企業対策に関する意見書」が発表せられたので、これについて討論したが次の二点について意見が述べられた。

一つは、税理士の使命と小企業対策のところで、意見書の、「税理士の関与を必要とする納税者は税理士報酬を支払う能力を有し、税理士報酬の支払能力の無い納税者は税理士の関与も必要としないのが一般的でこのような例外かつ少数の納税者(救済を放置してはならないとしている)の救済と、今日大膽に行われている各種小企業対策を結びつけるのは誤り」と断定して良いかと言うこと。

又もう一つは、「税経指導所が他団体の行う税理士業務の歯止めとならず下請化してしまつて」と指摘しているのに対し、名古屋会の行う税経指導所については、歯止めとなつて来ており全く一線の税理士は下請機関とは全く考えていない旨が述べられ、他団体の力を弱める具体的な方策がまず講ぜられることが必要ではないのか、という反論が出た。

地域(一) ける状況が述べられ、岩手では、青申会、税務署、税理士会と協議がなされ、青申会に税理士会は協力姿勢をとり加入促進を計るという方向で、進められていること、法人の格付等に有利であるということであった。又仙台では、税務経営指導所が設置されることとなり、高松に於ても、税務署、青申会、税理士会と協議の上で青色申告センターが設置せられ税理士会は協力することに決まりこれに加担しなければ、職域よりはされる危険がある為、応援を行つていて税理士会独自の小企業対策は勿論、主体性は全くない旨が述べられ、長野の会員からは職域の問題について意見が述べられた。その他の地域に於ても、自主的に税理士会が行つていっている形式を採つても、実質的には税務官庁の指示のもとに行われていて、税理士会の自主性は失われていると言ふことであつた。

「小企業対策の本来あるべき姿」については、課税最低限の引上げとともに、やはり今日大膽に行われているのは、政治的事情に起因して、これに税理士がふり廻されて、税理士の使命とは本来関係のないものであり、今後行政レベルの問題に、税理士会は安直にのることなく、我々の主体性のある行動が必要であるということが、集約的意見であつた。

尚終りに、全青税に於ける小企業対策問題の今迄の経過については、シンポジウムの開催(二回)委員会での審議、或いは理事会等

以上のほか、税理士法四条二号の「破産者で復権を得ないもの」の規定の関連において、われわれ資格をもつ自由職業人が、他人が銀行等からの借入れた債務の保証人となつた場合、銀行等では以上の規定から必ず保証を履行するとの前提にたつていっている話も述べられ、うかうかと連帯保証をすれば、単に保証を履行して無一文になるだけでなく、破産者として税理士資格をも失う結果となる訳である。その他税理士法以外の法律の規定による禁罰以上の刑を受ける可能性として、道路交通法上の違反、特に交通三悪と呼ばれた様な場合は税理士資格をも失う結果となつた話も述べられ、私共の身辺には、色々な危険があることを今さらながら理解した次第である。

でかなりの討論と検討がなされて来ているが、現在中小企業対策特別委員会による「小企業対策の基本的方向(案)」(全青税会報25号)の発表にとどまつている。全青税の発表は今後周囲の状況をよく考へて迎合することなく本質をあつて迎合して各地青税の小企業対策案等も充分参考として、基本的方向を明らかにするということに決定している。

短時間の分科会ではあつたが、誠に活発に意見の交換がなされ、今後これらを骨子として、間もなく基本的方向が示されるものと期待する次第である。

# 全国青年税理士連盟規約

(昭和四十九年七月十三日改正)

第一条 本会は全国青年税理士連盟と称する。

第二条 本会の目的は、下記の通りとする。

一、税理士制度の発展強化

一、会員相互の研修及び親睦

一、会員相互の連絡、提携及び資料交換

第三条 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。

2 前項の団体加入については、理事会の承認を必要とする。

第四条 本会の事務所は会長がこれを定める。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、会長 一名

一、副会長 若干名

一、理事 百名以内

第六条 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行う者を定める。

第七条 本会に会計監事五名以内を置く。

会計監事は会計を監査し代議員

総会に報告する。

第八条 本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。

但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

第九条 本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会及び常務理事会とし、会議の招集は会長が行う。

理事会は役員をもつて構成し、常務理事会は会長、副会長、部長及び委員長並びに個人加入会員理事の中から理事会が指名した若干名をもつて構成する。

2 定時代議員総会は毎事業年度終了後二ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の三分の一以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。

第十条 代議員総会は本会運営に関する基本的事項を決議し、理事会は会務の執行に関する重要事項を決定する。

常務理事会は理事会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議決定するが、その決議は次の理事会に報告して承認を得なければならない。

第十一条 代議員、役員及び会計監事の選出方法は別に定めるところによる。

第十二条 会議はすべて出席者の過半数をもつて決する。委任状はこれを認めない。

第十三条 本会には必要に依り部会及び委員会を設けることができる。

第十四条 本会の事業年度は毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日までとする。

第十五条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもつて支弁する。

第十六条 前条の会費は、一名につき月額一五〇円とする。

第十七条 本会の規約の改正については理事会が発議し代議員総会の議を経て行う。

(附則)

1 改正後第一回の事業年度(改正事業年度)は昭和四十八年七月一日に始まり昭和四十九年五月三十一日までとする。

2 改正事業年度の会費は第十六条中月額一五〇円を、年額(事業年度会費)一、八〇〇円とする。

る。

但し、中途入会の個人会員は月額一五〇円の割にて入会の月より会費を徴収する。

## 代議員選任規程

第一条(選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。但し、役員及び会計監事は代議員になることができない。

第二条(選任の方法及びその数)

1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名つき一名とする。

但し個人加入会員については十名につき一名とする。

2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

第三条(任期)

代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

第四条(補充)

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

## 役員選任規程(新設)

第一条 本会の役員は、代議員総会において役員候補者の中から選任する。

第二条 団体の推薦を得た会員及び個人加入会員で会員十名以上の推薦を得た者を役員候補者とする

2 1の役員候補者となった者は同時に他の役員候補者となることができない。

第三条 会計監事の選出方法は前二条を準用する。但し、役員は会計監事になることができない。

## 慶弔規程(新設)

第一条 死亡会員一〇、〇〇〇円

第二条 配偶者五〇〇〇円

第三条 火災 全焼 五〇〇〇円

病氣一カ月超五〇〇〇円

第四条 風水害 五〇〇〇円以内

(実施要領)

1 傷害疾病は入院またはこれに相当する加療中のものとする。

2 火災は会員の事務所または自宅を対象とする。

3 風水害は会員の事務所または自宅を対象とし、床上浸水、家財流出、風水害による半壊以上の被害とする。

4 上記の条項の適用の判断が難しい場合は、厚生部会において協議決定する。